

令和 7 年度小規模事業者販路開拓助成金公募要領（3 次募集）

令和 7 年 8 月 4 日制定

この要領は、小規模事業者販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和 7 年度小規模事業者販路開拓助成金（3 次募集）について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和 7 年 8 月 19 日（火）以降に開催され、令和 8 年 2 月 28 日（土）までに出展が終了する展示会、見本市等（以下、展示会等という。）を本助成金の対象とする。

2 募集（申請受付）期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）17 時まで
申請期限は、出展する展示会等の開始日の 15 日前までとする。
予算に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。

3 その他

（1）申請者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。

（2）助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、中小企業海外販路開拓助成金を含め、当該年度において 1 申請者につき 1 回限りとする。

なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか 1 つの展示会のみ助成対象とする。

（3）過去 5 年間以内小規模事業者販路開拓金の交付を受けた者が、同一の展示会、見本市等に出展する場合は、助成対象外とする。

（4）主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和 8 年 3 月 1 日（日）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。